

再生可能エネルギー発電事業計画における
再生可能エネルギー発電設備の設置場所について

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項に規定する認定の申請（同法第10条各号の変更等を含む。）において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）第5条第1項第2号、同項第2号の2及び第5条の2第2号の規定による再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所については、次のとおりとする。

1. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所の範囲

再生可能エネルギー発電設備の設置場所の範囲は、以下の設備を設置する場所とする。

○電気設備

例) 発電機、変圧器、遮断器、電力貯蔵装置、PCS

○原動力設備

例) 太陽光の場合：太陽電池

風力の場合：風力機関（ブレードの旋回範囲を含む）

水力の場合：取水設備、沈砂施設、導水路、ヘッドタンク、水圧管路、水車、放水路

地熱の場合：蒸気井、セパレーター、タービン、還元井

バイオマスの場合：タービン、ボイラー、内燃機関、燃料設備、発酵槽、ガスホルダー

○附帯設備

例) 太陽光パネルの架台、バイオマス燃料投入設備と連結する貯蔵設備、ケーブル

注1 送電線路^{※1}、管理用道路、調整池、柵塀、残置森林、電柱は含まない。

注2 原則登記簿謄本に記載される地番を記載し、住居表示がある場合は住居表示を記載すること。

※1 送電線路については、再生可能エネルギー発電設備の設置場所ではないため、「2. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る使用権原」に記載の書類までは求めないが、占用許可や土地の権利者の合意が得られていることが必要となる。そのため、事業実施の確実性や、関係法令違反の有無等の確認が必要であると判断した場合は、土地の合意取得状況につ

いて確認を行う可能性がある。

2. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る使用権原

再生可能エネルギー発電設備の設置場所について、施行規則第5条の2第2号の「所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められる」と判断するための書類は以下の通りとする。また、変更手続に必要な添付書類は「[変更内容ごとの変更手続き整理表](#)」の通りとする。

なお、土地の使用権原の範囲は、1筆の土地全体について取得していることを原則とする。

(1) 発電設備を設置する場合の必要書類（(2)を除く場所に設置する場合）

①土地の登記簿謄本（全部事項証明書）※¹

①の土地の登記簿謄本（全部事項証明書）に記載される権利者と、申請者が異なる場合には以下②、③も必要。ただし、10kW未満太陽光発電設備の場合は③は不要。

②売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等※²で①の土地の使用の権原を有すること又はこれを確実に取得することができることを証する書類※³（契約書は停止条件付でも可）

③契約当事者双方の印鑑証明書※¹（地方公共団体等の場合は公印規程または公印台帳）

(2) 建物の屋根・屋上に太陽光発電設備を設置する場合の必要書類※¹

①建物の登記簿謄本※²、登記が完了していない場合は建築確認済証の写し及び売買契約書又は請負契約書の写し

①の建物の登記簿謄本、建築確認済証、売買契約書、請負契約書に記載される権利者と、申請者が異なる場合には以下②、③も必要。ただし、10kW未満太陽光発電設備の場合は③は不要。

②賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等、①の建物の使用の権原を有すること又はこれを確実に取得することができることを証する書類※³（契約書は停止条件付でも可）

③契約当事者双方の印鑑証明書※²

※1 当該太陽光発電設備が施行規則第4条の2第2項第8の2号に定める屋根設置太陽光発電設備として認定を受ける場合、上記とは別に同号に定める必要書類（①建築基準法に基づく検査済証又はこれに代わる処分の概要書等の写し、②建物の登記簿謄本、③パネル設置図面、④パネルの全量が屋根に設置されていることを示す写真、⑤電気事業法に基づく工事計画届

出書（2,000kW以上）又は使用前自己確認結果届出書（10kW以上2,000kW未満）の写し、⑥建築中のため①②④⑤を提出できない場合には運転開始までに提出する旨の誓約）の提出も必要となる。

※2 申請日より3か月前から当該申請日までの間に発行された書類とする。なお、申請日は電子申請の場合は申請状態が「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」になった日、50kW未満太陽光発電設備の電子申請の場合は申請状態が「設置者承諾済」になった日、紙申請の場合は申請書類が担当部署へ到達した日とする。

※3 契約書には、①契約日②契約者氏名③所在地④地目⑤代金の記載等が必要です。

また、土地・建造物を無償で使用する事で同意が得られている場合は、「土地・建造物の【屋根／屋上】の無償使用に関する同意書」の提出でも可とする（参考様式は[こちら](#)）。なお、①の登記簿謄本及び③の印鑑証明書に記載される権利者、地番・住居表示と同一であることが確認ができない場合は、同一であることを証明できる書類を別途添付すること。

※4 10kW未満太陽光発電設備の場合を除き、原則として売主・貸主（所有者）と買主・借主（申請者）双方の実印の押印が必要。ただし、既に認印により契約を締結した場合又は契約後に印鑑登録を変更した場合には、「押印証明書（契約書等に認印を押印した場合）」又は「押印証明書（印鑑登録を変更した場合）」を作成し、実印が押印されたものを提出していただくことで当該申請が適切であると判断する。

注3 登記されない建物の屋根・屋上に設置する場合は、（1）の書類が必要。

注4 発電設備の設置場所が共有地の場合（共有者の1人が事業者である場合も含む）、（1）②・③又は（2）②・③の書類については、原則として登記簿謄本に記載された共有者全員の書類が必要。登記簿謄本に現在の共有者が全て明記されていない場合は、共有者全員の名簿の提出が必要。また、その場合は共有者に権利が移っていることを証明する書類の提出を求めることとする。

注5 地権者が地方公共団体等公共機関の場合は、契約書に代替する書類でも可。具体的な書類についてはあらかじめ地方経済産業局に相談すること。（なお、契約書に代替する書類ではなく、協議を開始している旨を証する書類の場合は一旦認定とし、認定日の翌日から180日（法又は条例で環境アセスメントが必要な風力・地熱発電の案件については3年）が経過した日を期限として（3）の記載と同様の対応を行うこと）

注6 差押物件については、差押えが解除されているか、競売後の新たな地権者と契約を交わしている場合のみ確実に取得できると認められる。

注7 土地又は建物の権利に関し紛争等が生じている場合には、場所の取得の確実性が認められないため、当事者間での解決が図られたことを証する書類が別に必要となる。

注8 風力・地熱発電設備を設置する事業でリプレース区分の適用を受ける場合、既設導水路活用型の中小水力発電設備を設置する事業の場合で、既設の設備の設置場所と同一の場所で事業を行う場合又は中小水力発電設備を新たに設置する事業で一部大深度で事業を行う場合かつ（1）①～③の書類が提出できない場合は、代替書類についてあらかじめ担当経済産業局に相談すること。

注9 特定営農型太陽光発電を行う場合、認定の日から3年以内に農地に立てる支柱に係る一時転

用許可（ただし、一時転用許可期間は3年を超えるもの）を取得し、農業委員会から交付される許可指令書の写し及び当該許可に係る許可申請書の写しを経済産業大臣に提出する必要がある。認定の日から3年以内に必要な許可が得られていないことが判明した場合は、当該認定が取消になる可能性がある。

（3）契約書等の書類が揃わない場合の対応

新規認定申請時に（1）②の書類が添付できない場合は、原則として認定しない。例外として、法又は条例で環境アセスメントが求められている風力・地熱発電設備を設置する事業については、譲渡または賃貸証明書（別紙1）等の添付があれば、一旦認定するものの、認定日の翌日から起算して3年が経過した日を期限として、（1）①、②、③の書類を申立書（別紙2）とともに、担当経済産業局へ提出することとする。当該期限までに提出がない場合は、認定が取消しになる可能性がある。

なお、本対応以外の新規認定申請、変更認定申請、変更届出においては、譲渡または賃貸証明書は無効とする。

3. 分割／重複の判断

（1）基本的考え方

再生可能エネルギー発電設備の設置場所が同種の再生可能エネルギー発電設備の設置場所と接する場合（地権者が同一の一団の土地にある場合を含む）であつて、かつ、以下のいずれかが同一である場合は、原則として施行規則第5条第1項第2号の「一の場所」に設置される分割案件として判断し、不認定とする。

①発電事業者

②登記簿上の地権者（その土地を所有・処分する権利を有する者をいい、申請日から原則1年以内において同じ者である場合も含む。）

※ただし、10kW以上50kW未満の低圧太陽光発電設備については、大規模設備を意図的に小規模設備に分割している事例が多く存在していることから、このような案件と判断した場合^{※1}は、登記簿上の地権者の確認を原則2014年度まで遡って確認を行い、地権者が同じ場合には分割と判断する。

また、同じ地番に設置することは重複に該当するため原則認定はできない。

※1 低圧分割を行わなかった場合に適用される調達価格や保安上の義務から大きく逸脱する申請の場合、登記簿上の地権者の同一性の確認をより厳格に行うこととする。

注10 審査の結果、分割案件の疑義が生じた場合、必要に応じて追加的に公図等の提出を求めることとする。なお、設置場所の周囲に既に認定を取得している事業が存在する場合等は、審査期間短縮のため、申請時に公図も併せて提出すること。

注11 変更認定申請により事後的に分割案件になると判断される場合、当該申請は不認定とする。

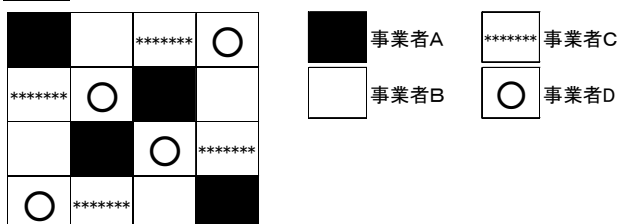
(2) 例外①：分割案件と判断する事例

- ①私道等を意図的に設置し、分断していると認められる場合
- ②他事業者と共同して同事業者の連続を避けつつ複数の需要場所（複数の発電所）を施設する場合

例 1

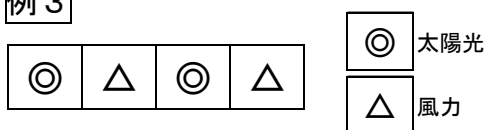


例 2



- ③同一の事業者が交互に異なる種類の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合

例 3



注 12 上記事例に類似する案件については、分割案件と判断される場合がある。

(3) 例外②：分割案件と判断しない事例

- ①公道、河川等を元から挟んでおり、物理的に統合することが出来ない場合
- ②農地などのように他用途への使用に制限が課されていることが客観的に認められる土地を挟む場合
- ③住宅、工場、店舗（不動産登記法における建物の要件を満たしている建物）の屋根に設置されている設備と接する場合（出力が20kW以上で、太陽光パネルの一部を屋根に設置し、残りを地上に設置する場合を除く）
- ④分割してもなお全ての案件が特別高圧（2000kW以上）の場合（当該案件の出力を合算すると調達区分が変わる場合を除く）
- ⑤異なる種類の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合
- ⑥2013年度までに申請して認定を受けた設備と接した場所に設置する場合
- ⑦既に運転開始をしている同種の再生可能エネルギー発電設備の系統線からの引き込み線を用いて、電力会社が設置・管理する売電メーター（親メーター）とは別に、既存認定設備及び増設設備のそれぞれの発電量を測定できる交流配線

側に発電メーター（子メーター）を設置する場合^{※1}（1 発電場所として扱う場合）。

※1 同じ地番に設置することは重複に該当するため原則認定はできない。ただし、上記⑦における共同利用部分（変圧器、遮断器等）は除く。

注13 分割案件に該当するか否かは、認定申請時に得られる各種書類等により判断することとするが、電力会社に対する接続契約申込みや系統接続にかかる技術検討の際に分割案件と疑われる場合は、可能な限り厳正に認定審査を行うため、電力会社から当該案件について通報を受けられる場合がある。

4. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所の変更

再生可能エネルギー発電設備を設置する場所については、施行規則第5条第1項第2号の2の規定に基づき、調達期間が終了するまでの間、同一であることが求められる。例外として、以下の場合に限り、変更が認められる（ただし、(1)・(2)については当初認定された地番の全てを削除する場合は除く）。

(1) 隣接する一連の地番の追加又は削除。

(2) 当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地の追加又は削除（太陽電池の大半が当初認定された地番に設置されている場合に限る）。

(3) 以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合の移設

① 運転開始後において、引越しに伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合

② 公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった設置者自身に帰責性のない事由（土地や建物の所有者による地上権設定契約や賃貸借契約の解除は含まない）により、当該場所で事業を実施することが不可能な場合

(4) 市町村合併、区画整理、住居表示確定等又は地番の分筆、合筆による地番の変更（太陽電池の大半が合筆前の当初認定された範囲に設置されている場合に限る）。

5. 適用時期

2017年7月14日以降に到達した申請から適用する。ただし、「2.(3) 契約書等の書類が揃わない場合の対応」については、2019年6月3日以降に到達した申請（2019年5月31日までの申請の追加提出書類として、2019年6月3日以降に到達する分も含む）から適用し、2019年5月31日以前に到達した申請には、本文書の2019年4月1日改訂版の「2.(3) 書類が揃わない場合の対応」を適用する。

「3.(1) ② 登記簿上の地権者」の但し書きに記載の審査の厳格化は、2019年11月20日以降に到達した申請から適用する。

また、「4. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所の変更」の（2）については、2020年7月22日以降に到達した申請から適用する。